

令和8年度繰越愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務 公募型プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和8年度繰越愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務（以下、「本業務」という。）の受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 目的

愛荘町防災ガイドブックは、災害リスク、平常時における事前対策、災害時における避難行動、各種防災に関する情報等について周知を図ることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めるために非常に重要なものである。そのため、次のような防災ガイドブックを作成するために、最も適正な企画力、技術力、実施体制および業務に対する熱意を持った事業者を広く公募し、選定する。

- ・町民の関心をひきつけ、「読みたくなる」「読む価値がある」と感じさせるもの。
- ・幅広い年代の町民が、災害に関する知識を深めることができるもの。
- ・ユニバーサルデザインでより多くの町民が実用的に活用することができるもの。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度繰越愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務

(2) 業務内容

令和8年度繰越愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 事業費限度額

事業費限度額は、5,390,000円（消費税および地方消費税含む）を上限とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税および地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者または同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、同様の業務を受託した実績があること。
- (10) 令和8・9年度愛荘町入札参加資格審査申請（物品・役務の提供）を行い、資格の認定を受けていること。
- (11) その他

参加者は、契約候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4. 担当部署（提出先）

愛荘町くらし安全環境課 担当 杉本

所在地 〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72 愛荘町役場本庁舎2階

電 話 0749-42-7699

F A X 0749-42-7377

メール kurashi@town.aisho.lg.jp

5. スケジュール

全体のスケジュールの概要は、次のとおりとする。

実施要領等の公開	令和8年5月27日（水）
質問書の受付期間	令和8年6月3日（水）17時まで
質問書への回答	令和8年6月8日（月）
参加申込書提出期限	令和8年6月15日（月）17時まで
資格要件確認結果報告	令和8年6月17日（水）
企画提案書等提出期限	令和8年6月24日（水）17時まで
企画提案書【書類審査】	令和8年6月25日（木）～30日（火）
審査結果通知	令和8年7月2日（木）【予定】

6. 質問の受付および回答

(1) 質問の受付

ア 受付期限および提出方法

令和8年6月3日（水）17時まで

質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出し確認の電話をすること。

※メールタイトルを「愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務に関する質問（会社名）」とすること。

イ 提出先

「4 担当部署」と同じ

(2) 質問に対する回答

ア 回答日

令和8年6月8日（月）

イ 質問への回答は本町ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7. 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2号）

※代表者印を押印すること

イ 業務実績書（様式第3号）

※契約実績の内容を確認できる書類（契約書の写し、成果物等）を添付すること。

ウ 参加資格要件該当誓約書（様式第4号）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和8年6月15日（月）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は、開庁時間（平日の9時から17時まで）のみ受付可能。

郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

8. 資格要件の確認

参加申込書等の提出のあった事業者について、「3. 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年6月17日（水）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書類提出書（様式第6号）

イ 企画提案書（参考様式第7～11号または任意様式）

ウ 見積書内訳（参考様式第12号または任意様式）

(2) 提出部数

各6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出期限

令和8年6月24日（水）17時まで ※必着

(4) 提出先

「4 担当部署」と同じ

(5) 提出方法

持参または郵送等（持参の場合は、開庁時間（平日の9時から17時まで）のみ受付可能。郵送は書留郵便、宅急便等、送達確認できるものに限る。）

(6) 留意事項

参加申込書の提出がない者は、企画提案書等の提出を受け付けないものとする。

10. 提案の選考

(1) 選定審査委員会の設置

愛荘町防災ガイドブック原稿作成業務受託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

(2) 審査方法

審査委員会において、提出された企画提案書等に基づき各審査委員が書面審査を実施し、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、最高点の者が複数の場合は、審査委員の投票により契約候補者を選定する。なお、応募事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(3) 評価基準

評価項目、評価の着眼点等は次の通り

評価項目		評価の着目点	配点
1	防災ガイドブックの表現・構成	ハザードマップの内容について、わかりやすいものとなっているか。	20
		防災に関する啓発情報について、重要かつ必要な内容がわかりやすく示されているか。	20
2	独自提案・アイデア	本町の求める成果に貢献する提案・アイデアが示されているか。 ・読みたい、読む価値があると町民が感じるもの ・幅広い世代が災害の知識を深めることができるもの ・ユニバーサルデザインで多くの方が活用可能なもの ・本町の防災事業に有効となる独自提案	20
3	実施体制	総括技術者および実務責任者の有している資格や、同種および類似業務の経験を十分に有しているか。また、緊急時や主担当者等が対応できない際に、バックアップできる組織体制が整っているか。	10
4	業務実績	過去5年間に於いて、地方公共団体等から類似の業務を受託した実績があるか。	10
5	経済性	経費見積りが経済的であるか。	20
合計			100

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知および公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容および審査結果に対する質問・異議申立ては認めない。

1 1. 契約の手続き

「1 0. 提案の選考」により決定した契約候補者は、業務内容や契約内容について本町と協議し、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。また、契約候補者が応募資格を満たさないことが判明した場合またはその他の事由により契約締結が困難となった時には、選定結果の次点者と順次交渉するものとする。

1 2. 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所および方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額が「2 (4) 事業費限度額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

1 3. 情報公開および提供

本プロポーザルに関する情報および契約候補者から提出された資料は、愛荘町情報公開条例（平成 18 年愛荘町条例第 7 号）に基づき公開することがある。

1 4. 著作権および提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、本町に帰属しない。
- (2) 本町は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

1 5. その他事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1 者 1 案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出および内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。